

IASBの会計基準戦略

—SECとの関係を中心に—

The Strategy for Accounting Standards Setting by IASB

鷺 津 泉*

Izumi WASHIZU

はじめに

会計基準の統一化および調和化は企業活動がグローバルに行われている状況のもので、必須の要件である。この作業は、現在、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）を中心に行われている。関係者の最大の関心は、アメリカが国際財務報告基準¹(IFRSs)をどのような形で承認し、これに準拠するかにかかっている。すなわち、世界最大の証券市場を規制するアメリカ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission : SEC）がこれを受け入れるかどうかである。この問題は、2000年5月に証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）が「IASC2000基準書」²を承認したのを期に、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee : IASC, IASBの前身）が国際的な会計基準設定者としての地位を認められたため、その重要性が増してきた。

そこで本論ではCamfferman, Kees and Stephen A. Zeff, *Financial Reporting and Global Capital Markets : A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, 2007を中心に、その他入手しうる資料にもとづいて、1, IASCとSECとの関係を歴史的に跡付け、つぎに2, IASCが国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）の基準形成および準拠性の戦略転換の経緯を明らかにし、さらに3, IASCとIOSCOとの関係を取りあげて、「IASC2000基準書」の承認はIASCにとってどのような意義をもつかを明らかにする。

* 中部大学経営情報学部非常勤講師—会計学

Part-time Lecturer, College of Business Administration and Information Science, Chubu University — Accounting

1 IASCとSECとの関係

第2次大戦後、資本市場がグローバル化し、また1960年代に多国籍企業が出現して、各国の財務諸表を比較する必要性が生じた。このような背景のもとで、1973年にHenry Bensonの提唱により民間団体としてIASCが創設された。IASCの目的は各国の国内基準より質の高い国際的な会計基準を作成し、それを各国が承認し、各国がそれに準拠することであった³。IASCはこの作業を進めるために、各国の既存の会計基準を広く集め、不適切な会計基準以外は国際会計基準として容認していた。IASCは上記の目的を達成するため、認められた基準にできるだけ準拠するよう加盟国が最大限の努力を払うことに期待した⁴。それは(1)組織形成期において各国で認められた代替的な基準を認めざるを得なかったためである⁵。また(2)IASCの影響力がきわめて微弱だったことによる。実際IASCが作成した会計基準は一部の開発途上国にしか利用されず、理事会メンバー国でもほとんど利用されないような状況であった⁶。

1980年代において証券市場の国際化が加速し、各国の会計基準の相違を調和化し、国際的な会計基準を作成するという要請はさらに高まってきた。IASCは比較可能性をもたせるために、代替的な基準の多くを削除することと、IOSCOや各国の基準設定者らと密接な関係をもつ必要性とを認識した。

このようにIASCがその戦略を転換した過程に、SECは大きな影響を与えている。例えば、SECはIASCにIOSCOとの共同作業を助言している⁷。IASCはこの助言にしたがっている。これをIASCの側から見ると、IASCはSECに対して明確な意図があったと考えられる。それはSECにIASを承認させようとしたからである。これはアメリカ以外の国の企業がアメリカ市場に上場する際、アメリカ会計基準(U.S. GAAP)への調整表作成等の要件をはずすことが可能となる。また、IASCはIFRSsを世界的基準とすること、すなわちIFRSsがSECに承認され、各国がこれに準拠することを意図していた。そのためにIASCがIOSCOと会計基準設定に関する共同作業を進めることは効果的であった。なお、表1「IASC/IASBの提言とSECおよびIOSCOとの関係」はこれらを要約したものである。

2 IASCの戦略転換

上述したように1980年代にIASCの抱えている問題は主に2つあった⁸。ひとつはIASCがつくった会計基準を各国に実施させる強制力をもたないこと、もうひとつは財務諸表の比較可能性を高めること、すなわち既存の代替的な基準をできるだけ削除することである。

このような困難な状況を打開するために、IASCは各国の証券市場規制者、基準設

表1 IASC/IASBの提言とSECおよびIOSCOとの関係

年	IASC	SEC	IOSCO
1982	・既存のIASの検討開始		
1984	・SECと公式会合を開始		
1986			・IOSCOの設立
1987	・SECとワシントンで会合 ・シドニー会議開催 ・「財務諸表の比較可能性」 起草委員会を発足		・IASCの諮問委員会および 「財務諸表の比較可能性」 起草委員会へ参加
1988		・「国際証券市場の規制」を 公表	
1989	・E32「財務諸表の比較可能性」を公表		
1990	・「趣旨表」を公表 ・比較可能性改善起草委員会 発足		・IASCの比較可能性改善起 草委員会へ参加
1993	・比較可能性改善プロジェク トを完成		・コア・スタンダードを決定 ・IAS7「キャッシュ・フロー 計算書」の単独承認
1994	・IOSCOに書簡を送付（白鳥 レターに対する返答）	・IASの3基準の部分的な承 認	・IASCに書簡（白鳥レター） を送付
1995	・IOSCOとコア・スタンダー ド作業計画に合意		
1996		・IASCのコア・スタンダー ド作業への支持表明	・IASCの理事会へオブザー バーとして参加
1997	・戦略作業部会発足		
1998	・コア・スタンダード作業を ほぼ完成		
1999			・コア・スタンダードの評価 を開始
2000		・SEC議長 Arthur Levit が IASBの評議委員指名委員 会議長に選出 ・「コンセプト・リリース」 （外国企業のIFRSs利用に関し て）を公表	・「IASC2000基準書」を承 認
2001	・IASBへ組織変更		
2005		・「ロード・マップ」を提案	・「2005年の国際財務報告基 準の開発および利用に関す るステイトメント」（IFRSs の支持表明）を公表
2007		・「コンセプト・リリース」 （アメリカ企業のIFRSs利用に 関して）を公表 ・「リリース」（外国企業に対し IFRSsに準拠した財務諸表に は調整表作成等の要件を免除 する決定）を公表	

定者および主な作成者と緊密な関係をもつことが不可欠であった。そのような意味で1980年代中頃からIASC事務総長David CairnsがIOSCOに関心をもつようになり⁹、同氏とIASC議長John L. Kirkpatrickは、何度かSECと会合をもつようになった。IASCがSECに関心をもった理由は2つある。ひとつはアメリカ以外の国の企業がアメリカ市場の重要性と信望などにより、アメリカ市場に上場しようとするとき国際的な会計基準の調和化を強く要請していること、もうひとつはSECがIASを承認することを期待したことである。すなわちIOSCOによるIASの承認はそれによってSECがIASに準拠させることを期待した。IASCがIOSCOとの共同作業を開始したのもこのためではないかと考えられる。共同作業が成功すれば、U.S. GAAPへの調整表作成等の必要性もなくなる。代替的基準の削減はCairnsらがシドニー会議に向かう途中、ワシントンでSECのメンバーと会合をもち、SECからIASの代替的基準を狭められるかどうかの打診を受けたことに促された¹⁰。またその際、CairnsらはSECの委員Charles C. CoxからIOSCOと協力関係をもつことを提案され、それを受け入れた¹¹。これがIASCとIOSCOとが具体的な関係をもつきっかけである。それはCairnsが1987年3月のIASCのシドニー会議で、「もし1つの基準に調和するという各国の合意が得られれば、SECは外国企業をU.S. GAAPよりその基準に調和させるという提案を受け入れるであろう」¹²と述べていることに整合する。

SECとの事前の話し合いの結果をもとに、シドニー会議でIASC理事会は会計基準設定作業に関してこれまでの方針を変えて、既存の代替的な基準を減らすために財務諸表の比較可能性プロジェクトの開始などを決定した。同年6月にIASCはIASCとIOSCOとの橋渡しのため、IOSCOの代表をIASCの諮問委員会に招いた。この意味で1987年はIASCの会計基準戦略にとって大きな転換点となった。

3 IOSCO内部の意見の不一致とIASCの対応

1987年から2000年の「IASC2000基準書」の承認までの間に、IASCはIOSCOとの会計基準設定の共同作業の過程で、メンバーの間で意見が一致しないいくつかのことがあった。つぎにその代表的な例を2つあげてみる。

ひとつはIOSCOが1994年6月にIASCに送付したいわゆる「白鳥レター」¹³に関する問題である。「白鳥レター」とは、IOSCOが1994年6月17日付でIASC議長白鳥栄一に宛てた2通の書簡である。1つの書簡はIASCの比較可能性改善プロジェクトにより改訂された10のIASについての受入可能性であり、もう1つの書簡は比較可能性改善プロジェクトの対象外とされている14のIASについての受入可能性である。ここでIOSCOは合計24のIASのうち14を受入可能としている。それは表2に示すとおりである。しかしIOSCOは1993年に表明したコア・スタンダード¹⁴がすべて受入可能と判

表2 1994年「白鳥レター」の内容

	受入可能	受入不可（改訂必須）
	IAS	IAS
比較可能性改善プロジェクト	① 2 棚卸資産 ② 8 期間の純損益，重大な誤謬および会計方針の変更 ③ 11 工事契約 ④ 16 有形固定資産 ⑤ 18 収益 ⑥ 21 外国為替レート変更の影響 ⑦ 22 企業結合 ⑧ 23 借入費用	① 9 研究および開発費 ② 19 退職給付コスト
比較可能性改善プロジェクト対象外	⑨ 20 国庫補助金の会計および政府援助の開示 ⑩ 24 特別利害関係の開示 ⑪ 27 連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理 ⑫ 28 関連会社に対する投資の会計処理 ⑬ 29 超インフレ経済下の財務報告 ⑭ 31 ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	③ 1 会計方針の開示 ④ 5 財務諸表に開示すべき情報 ⑤ 10 偶発事象および後発事象 ⑥ 12 法人税等の会計 ⑦ 13 流動資産および流動負債 ⑧ 14 セグメント別財務情報の報告 ⑨ 17 リースの会計処理 ⑩ 25 投資の会計処理

参考文献

IOSCO, *Report on Disclosure and Accounting Technical Committee of IOSCO*, Report of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions, October 1994, pp.23-54.

JICPA ジャーナル編集部 「『IOSCO-WP1 マドリード会議速報』証券監督者国際機構（IOSCO）WP1 IASC 比較可能性改善プロジェクト等に対する検討結果について書簡を発信」『JICPA ジャーナル』Vol.6 No.8, 1994年8月, pp.127-146.

断されない限り，IASを承認しないことを伝えたものである。コア・スタンダードとはIOSCOがIASCに通知したもので多国間で証券の募集と上場するときに利用できる一組の包括的な会計基準で必須の構成要素を含んでいる。資料1はコア・スタンダードを示したものである。IASCはIOSCOの検討が終わったIASから順に承認が得られるであろうと予想していたが，白鳥レターの内容はIASCの予想に反するものであった。このようなIASCの期待はいくつかの事実に基づいている。

例えば，1，IOSCOのPaul GuyやJean Saint Geoursなどは，1992年から1994年にかけてIASCによるIASの改善作業が終了すれば，そのIASを段階的に承認すると述べている¹⁵。2，IOSCOは1993年にIAS7「キャッシュ・フロー計算書」¹⁶を単独で承認している。3，SECはIAS21「外国為替レート変動の影響」，IAS22「企業結合」およびIAS29「超インフレ経済下における財務報告」の3つのIASを部分的に承認している¹⁷。それにも関わらずIASCの期待に反する結論になったのは，SECがIASの個別的承認に反対していた¹⁸ためであると考えられる。

IASC内部ではIOSCOの「白鳥レター」に示された結論に異論を唱える者があり、「IASCではIOSCOとの共同作業を継続するかどうか」問題となったが、IOSCOが部分的であるがIASを受入可能としたという事実を尊重して共同作業を継続することとなった。このようなIASCの対応はSECによるIASの承認を期待してあえてSECの見解を尊重した事例である。現実的に、他方ではIASCが認知度や資金集めの面でもIOSCOによる早期のIAS承認を渴望していた。

もうひとつはコア・スタンダードの作業計画¹⁹である。ここでは、IASCが包括的なコア・スタンダードを完成し、それをIOSCOが受入可能であると認めれば、IOSCOは多国間で資金調達するときおよび多国間で上場するため、IASの利用を承認し勧告することに合意している。この合意にいたるまでにIOSCOの内部では、SECのメンバーとSEC以外のメンバーとの間で、「IASを段階的に承認するかどうか」で見解が分かれていた。このときIASCはIOSCOの内部分裂をさけるため、SECのメンバーの見解を支持してIASの段階的承認を取り下げ、1999年のコア・スタンダードの完成までIOSCOによる承認を待つことにした²⁰。ここでもIASCはSECの意向にしたがっている。

このようにIASCの会計基準設定をめぐるIOSCOとの共同作業において、IOSCO内部でSECのメンバーとSEC以外のメンバーの間に意見の不一致が生じた場合、多くの事例においてIASCはSECのメンバーの見解を受け入れている。それゆえIASCはSECによるIASの承認を期待して、基準設定作業を行っていた。

4 「IASC2000基準書」の承認

IOSCOは1999年1月からIASCのコア・スタンダードの評価を開始し、2000年5月に「IASC2000基準書」を承認した。「IASC2000基準書」の承認はIOSCOによるIASの支持表明で、IASCが待望していたことである。「IASC2000基準書」とは、IOSCOが多国籍の証券の募集およびクロスボーダーの上場を容易にするためIASC基準の使用に関する決議をいう。資料2は「IASC2000基準書」のリストを示したものである。ここでIOSCOはIOSCOの参加国に、企業が多国間での上場や募集をする際に利用する財務諸表の作成基準として30のIASとそれに関連する17の解釈指針を勧告している。

しかし、「IASC2000基準書」はIOSCOの参加国に補足的な処理、すなわち、各国の基準に対する調整や付帯的な開示などを容認している。それはSECがU.S. GAAPを利用しない外国企業に課していた措置と同じである。そのため、このIOSCOによるIASの承認はIASCにとって名目だけの勝利（hollow victory）であったと評されている²¹。それゆえ「IASC2000基準書」の承認はIASCの目的、すなわち、SECに承

認められ、各国がそれに準拠するという目的を完全に達成したとはいえない、むしろ終着地にむかっての一里塚に到達したと考えたほうがよい。

これについて当時IASC事務総長の Bryan Carsbergは、「・・・2000年5月の表現は、IASと米国基準との間の完全な調整表を要求するのはやめようという意図を示しているものと信じており、そのような進展によってわれわれが得るものは多いと思っています」²²と述べている。このようにIASCはSECの対応を望ましいものとみているが、IASCの最終的な目的を達成したと考えてはいない。

「IASC2000基準書」承認以降、IASCはIASBに組織を変更し、新たな役割をもつようになった²³。またこれを期にIASBはこれまで以上にSECと直接的にIASの承認に向けて作業を行うようになった。SECは「IASC2000基準書」承認直前の2000年2月に意見収集のためIASの承認に関して「コンセプト・リリース」²⁴を公表し、多くの人々に意見をもとめている。これを斟酌して2005年にSECの主任会計官Donald T. Nicolaisenが外国民間発行体に対するU.S. GAAPへの調整表作成等の撤廃に関する「ロード・マップ（行程表）」²⁵を提案している。それらを前提としてSECは2007年12月21日にU.S. GAAPへの調整表作成なしで、IASBにより承認されたIFRSsに準拠した外国民間発行体の財務諸表を容認する「リリース」を公表している²⁶。さらに、SECはアメリカ企業にもIFRSsを利用する選択肢を認めるべきかどうかについての検討に入っている²⁷。このような経過を経て、1987年のIASCの戦略転換はようやくその目的を達成しようとしている。

むすび

IASCは1987年以来SECによるIASの承認と準拠性を最優先に考えて会計基準設定をめぐる行動をしていた。それは次のような事実により明らかである。第1は1987年にアメリカ証券市場の規制者であるSECの助言でIOSCOと関係をもつようになったこと、第2は会計基準設定をめぐりIOSCO内部でSECのメンバーとSEC以外のメンバーの意見が一致しない場合、いくつかの事例でIASCがSECのメンバーの意見を受け入れていること、第3は「IASC2000基準書」にSECの意思を尊重して付帯処理を容認したことおよび「IASC2000基準書」承認後、IASBはSECと直接的にIFRSsの承認に向けて作業をしていることである。

上述のIOSCOによる「IASC2000基準書」の承認はIASCの目的を部分的に達成したという点で重要な意味をもつ。しかし、SECは外国企業がアメリカ市場に上場する際、U.S. GAAPへの調整表作成等を要求している。したがってSECはIASに準拠した財務諸表を完全には容認していない。そのような意味で「IASC2000基準書」の承認はIASCの目的を達成するための一里塚にすぎない。しかしIASBはSECの助言を受

け入れるかたちで、IOSCOと緊密で継続的な関係を築いてきた。このような関係には、(1) IOSCOとの新基準の公開草案に対するコメントレター、(2) IOSCOのIASCの基本的目的に対する検討、(3) IASBのIOSCO第1常設委員会への出席および、(4) IOSCOのIASBの国際財務報告解釈指針委員会、基準諮問会議および会計計画諮問グループへの出席が含まれる。これらの関係をとおして、残された問題の解決がはかられるであろう。事実、SECはSECによる外国民間発行体に対するU.S. GAAPへの調整表作成等の撤廃に関する「ロード・マップ」、意見収集のため「コンセプト・リリース」およびIASBにより承認されたIFRSsに準拠した外国民間発行体の財務諸表を承認する「リリース」を発表している。IASBはこれらの動きに対応して作業を進め、今後もIASCが1987年に描いたIASCの基本的目的、すなわちIFRSsを世界基準としてSECに承認され、各国が準拠するというシナリオの完成に向かうものと思われる。

注

- 1 IFRSやIASを含めて「国際財務報告基準(IFRSs)」という用語としている。
- 2 IOSCO, *IASC Standards—Assessment Report*—, Report of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions, May 2000.
- 3 これについては下記の文献で紹介されている。
川口順一「国際会計基準委員会の創立総会に出席して」『会計ジャーナル』Vol.5 No.9, 1973年9月, pp.50-52。
- 4 中島省吾「国際会計基準確立の可能性」中島省吾責任編集『体系 近代会計学X 国際会計基準』中央経済社, 1981年, pp.300-305。
- 5 Henry Benson, “The story of international accounting Standards,” *Accountancy*, July 1976, P.39.
- 6 Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff, *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press, 2007, pp.294-295.
- 7 *Ibid.*, p.296.
- 8 *Ibid.*, p.293.
- 9 *Ibid.*, pp.293-294.
- 10 *Ibid.*, pp.295-296.
- 11 *Ibid.*, pp.296.
- 12 *Ibid.*, p.297.
- 13 *Ibid.*, p.350.
- 14 *Ibid.*, p.320.
- 15 Cairns, David, “The future shape of harmonization: a reply,” *The European Accounting Review*, Volume 6 Number 2, 1997, pp.340-341.
- 16 鎌田信夫『新版キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, 2003年, p.17。
- 17 Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff, *op.cit.*, pp.317, 321.
- 18 *Ibid.*, p.322.
- 19 IOSCO, *op. cit.*, pp.106-107.

- 20 Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff, *op. cit.*, pp.326-327.
- 21 *Ibid.*, p.16.
- 22 ブライアン・カーズバーグ（訳：山田辰巳）「グローバル会計基準と新しいIASB」『企業会計』Vol.53 No.4, 2001年4月, p.101。
- 23 斉藤真哉「会計基準の国際的収斂と証券市場の統合－収斂の必然性とIFRS／IAS採択の現状」平松一夫先生還暦記念出版委員会『国際財務報告論－会計基準の収斂と新たな展開』中央経済社（2007年），pp. 11-13。
- 24 SEC, SEC Concept Release: International Accounting Standards, Release Nos. 33-7801; 34-42430; International Series No.1215; File No.S7-04-00, *International Accounting Standards*, February 2000.
- 25 Nicolaisen, D. T., “A Securities Regulator Looks at Convergence,” *Northwestern University Journal of International Law and Business*, April 2005, <http://www.sec.gov>.
杉本徳栄『国際会計』同文館出版, 2006年, pp.191-195において「ロード・マップ（行程表）」について解説がされている。
- 26 SEC, Release Nos. 33-8879; 34-57026; International Series Release No.1306; File No. S7-13-07, *Acceptance from Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards without Reconciliation to U.S. GAAP*, December 2007.
- 27 SEC, Release Nos. 33-8831; 34-56217; IC-27924; File No.S7-20-07, *Concept Release on Allowing U.S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards*, August 2007.

資料1 1993年IOSCOの会計基準が必要とする構成要素（コア・スタンダード）

一般
会計方針の開示
会計方針の変更
財務諸表に開示されるべき情報
損益計算書
収益認識（工事契約を含む）
製造原価および仕入原価
減価償却
法人税等
異常損益項目
国庫補助金
退職給付
従業員給付
研究開発
利息
減損（この項目は別の基準において扱われるであろう）
ヘッジ（この項目は別の基準において扱われるであろう）
貸借対照表
繰延税金を含む上記の損益計算書項目の貸借対照表への影響
有形固定資産
リース
棚卸資産
外国通貨
投資
金融商品／オフ・バランスシート取引
ジョイント・ベンチャー
偶発事象
後発事象
流動資産および流動負債
企業結合（のれんを含む）
その他の無形資産
キャッシュ・フロー
キャッシュ・フロー
その他の基準
連結財務諸表（超インフレ経済下の子会社活動に関する修正を含む）
関連会社／持分法会計
セグメント報告
中間報告
1株当たり利益
関連当事者についての開示
廃止事業
重大な誤謬／見積もりの変更

参考文献

IOSCO, *Report on Disclosure and Accounting Technical Committee of IOSCO*, Report of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions, October 1994, pp.11-12.

コア・スタンダードについては次の文献でも紹介されている。橋本尚『2009年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社, 2007年, p.81。

資料2 2000年「IASC2000基準書」のリスト

国際関係基準		解釈指針※	
IAS	表 題	SIC	表 題
1 1	財務諸表の表示 (1997年改訂)	①6 ②8 ③18	既存ソフトウェアの修正コスト 主要会計基準としてのIASの初年度適用 首尾一貫性－代替的方法
2 2	棚卸資産 (1993年改訂)	④1	首尾一貫性－棚卸資産の異なった原価配分方法
3 4	減価償却の会計 (1994年再編集)		
4 7	キャッシュ・フロー計算書 (1992年改訂)		
5 8	期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更 (1993年改訂)		
6 10	後発事象 (1999年改訂)		
7 11	工事契約 (1993年改訂)		
8 12	法人所得税 (1996年改訂)		
9 14	セグメント別報告 (1997年改訂)		
10 16	有形固定資産 (1998年改訂)	⑤14	有形固定資産－損失項目に対する補償
11 17	リース (1997年改訂)	⑥15	オペレーティング・リース－インセンティブ
12 18	収益 (1993年改訂)		
13 19	従業員給付 (1998年改訂)		
14 20	国庫補助金の会計および政府援助の開示 (1994年再編集)	⑦10	政府援助－営業活動に紐付かないもの
15 21	外国為替レート変動の影響 (1993年改訂)	⑧7 ⑨11	ユーロの導入 外国為替－著しい通貨切下げによる損失の資産化
16 22	企業結合 (1998年改訂)	⑩9	企業結合－買収または持分結合の区分
17 23	借入費用 (1993年改訂)	⑪2	首尾一貫性－借入費用の資産化
18 24	特別利害関係の開示 (1994年再編集)		
19 27	連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理 (1994年再編集)	⑫12	連結－特別目的会社
20 28	関連会社に対する投資の会計処理 (1998年改訂)	⑬3	関連会社との取引に係る未実現損益の消去
21 29	超インフレ経済下の財務報告 (1994年再編集)		
22 31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告 (1998年改訂)	⑭13	共同支配の事業体－事業主による非貨幣抛出
23 32	金融商品：開示および表示 (1998年改訂)	⑮5 ⑯16 ⑰17	金融商品の区分－条件付決済条項 株式資本－再取得自己持分商品 (自己株式) 持分－持分取引コスト
24 33	1株当たり利益 (1997年)		
25 34	中間財務報告 (1998年)		
26 35	廃止事業 (1998年)		
27 36	資産の減損 (1998年)		
28 37	引当金、偶発債務および偶発資産 (1998年)		
29 38	無形資産 (1998年)		
30 39	金融商品：認識および測定 (1998年)		

※解釈指針は、IASCの解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee: SIC) によって公表されている解釈指針うち17の指針についてIOSCOが言及したものである。なお、解釈指針についている番号 (①②・・・) は17の解釈指針を示している。

参考文献

IOSCO, *IASC Standards-Assessment Report*, Report of the Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions, May 2000, Appendix A.

加藤厚『新会計基準の完全解説－IOSCOの影響と更なる制度改革の方向－』中央経済社、2000年、pp.13-15。